

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 (電子決済手段等関係)

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年6月10日法律第61号)	改正法
資金決済に関する法律	資金決済法
電子決済手段等取引業者に関する内閣府令	取引業府令
前払式支払手段に関する内閣府令	前払式支払手段府令
資金移動業者に関する内閣府令	移動業府令
信託会社等に関する総合的な監督指針	信託会社監督指針
事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)	事務ガイドライン(資金移動業者)
事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係)	事務ガイドライン(電子決済手段等取引業者)

目次

I 銀行法施行令関係	1
II 取引業府令関係	1
III 移動業府令関係	13
IV 前払式支払手段府令関係	14
V 銀行法施行規則関係	15
VI 金融商品取引業等に関する内閣府令関係	15
VII 事務ガイドライン(資金移動業者)関係	17
VIII 事務ガイドライン(電子決済手段等取引業者)関係	20
IX 信託会社監督指針関係	26
X その他	26

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
I 銀行法施行令関係		
1	<p>銀行法施行令第4条2項及び第12条の2の改正は、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の施行と直接の関係がなく、いわゆる過誤修正として、この際改正されたという理解でよいか。</p>	<p>銀行法施行令第4条第2項は、電子決済等取扱業者の親会社等及び子会社等に係る規定（同令第16条の8の2）を新設したことに伴う所要の改正になります。また、同令第12条の2は、規定ぶりの適正化を図るものになります。</p>
2	<p>銀行法施行令第14条の3及び第14条の4は、「施行令第4条の3、第4条の4」の規定の準用という形にしても弊害がなく、条文の経済性の観点からも望ましいという観点から、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の施行と直接の関係なく、又は、銀行法施行令第16条の8の3、第16条の8の4を起案する中で同様の修正ができるとして）修正したという理解でよいか。</p> <p>また、同令第16条の6の3も同様に、条文の経済性の観点からの修正か。</p>	<p>規定ぶりの適正化を図るものになります。</p>
3	<p>銀行法施行規則第34条の2の9について、形式的には、条文の内容が変わることになるが、施行日前の同規則第34条の2の9の内容よりなされた、銀行法施行令第14条の3、第14条の4の履践についても、法制の一般論に基づき、その履践の有効性は否定されないという理解でよいか。</p>	<p>銀行法施行令第14条の3等の規定ぶりを適正化したことに伴う改正であり、施行日前後において内容を異にするものではありません。</p>
4	<p>銀行法施行令第16条の8の8第1項及び第2項（銀行法第52条の60の27第2項かつこ書き、第3項かつこ書き）は、法制上、「認定電子決済等取扱事業者協会」ではないが、「認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会」又は「認定協同組合電子決済等取扱事業者協会」である者が生じないとは限らないので、その場合の不都合を避けるために設けられている規定という理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
II 取引業府令関係		
(1) 電子決済手段等取引業の登録		
5	<p>国内の電子決済手段等取引業者が、自己の流動性確保等のために海外取引所との間で電子決済手段の売買取引を行う場合、当該海外取引所は、</p>	<p>電子決済手段等取引業の該当性については個別事例ごとに取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、海外取引所が</p>

	電子決済手段等取引業の登録が必要となるか。	国内の電子決済手段等取引業者との間で流動性確保等のために電子決済手段の売買又は交換に応じる場合、基本的には、当該海外取引所について電子決済手段等取引業の登録は不要と考えられます。
6	<p>第一種金融商品取引業者がセキュリティトークンその他の有価証券の売買等の決済手段に、電子決済手段を使用する場合、金融商品取引業者は資金決済法上の「電子決済手段等取引業」の登録が必要となるか。また、この場合、金融商品取引業者間の決済でのみ使用する電子決済手段の場合（ホールセール型）と、投資家から電子決済手段の預託を受けて決済に使用する場合（リテール型）とで結論は異なるか。</p> <p>また、銀行法上の電子決済等取扱業についてはどうか。</p>	<p>（前段について）</p> <p>ご指摘の事例（ホールセール型、リテール型）が必ずしも明らかではなく、個別事例ごと取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、第一種金融商品取引業者が自己勘定で有価証券を売却する場合に、当該有価証券の買主からその対価の支払として電子決済手段を受け入れることは、基本的には「電子決済手段の売買」には該当しないと考えられます。ただし、第一種金融商品取引業者が自己の保有する電子決済手段を決済に使用する場合であっても、実質的には利用者のために電子決済手段を取得し、又はこれを管理していると認められる場合には、電子決済手段等取引業に該当すると考えられますので、ご注意ください。</p> <p>（後段について）</p> <p>ご質問の趣旨が明らかではございませんが、第一種金融商品取引業者が電子決済等取扱業を営むには、銀行法第 52 条の 60 の 3 の登録を受ける必要があります。</p>
7	第一種金融商品取引業者がセキュリティトークンその他の有価証券の売買等に関連して、顧客から電子決済手段の預託等を受ける場合であって、セキュリティトークンと電子決済手段をスマートコントラクトを活用して自動的に売買決済する場合に、金融商品取引業者は資金決済法上の「電子決済手段等取引業」の登録が必要となるか。	金融商品取引業者が顧客のために電子決済手段の預託を受けるのであれば、「電子決済手段の管理」（資金決済法第 2 条第 10 項第 3 号）として電子決済手段等取引業の登録が必要になると考えられます。
8	<p>資金決済法第 62 条の 8 第 1 項が適用される対象は、銀行等又は資金移動業者であって、電子決済手段を発行する者であるが、取引業府令第 21 条第 1 項に規定された読替えによれば、特例の適用対象には、外国銀行本店が含まれている。</p> <p>電子決済手段を外国銀行本店が発行している場合、同一法人である在日支店において電子決済</p>	<p>資金決済法第 62 条の 8 第 1 項は、国内法に基づき電子決済手段を発行する銀行等又は資金移動業者が、当該電子決済手段について、電子決済手段等取引業の登録を受けることなく電子決済手段関連業務を行うことができる旨を規定するものです。</p> <p>なお、銀行によるパーミッションレス型ブロッ</p>

	<p>手段を発行しているものと考えて、資金決済法第62条の8第1項の特例に基づき、登録ではなく、届出によって在日支店が電子決済手段等取引業を行えるという理解でよいか。</p>	<p>クチェーンを用いたステーブルコインへの関与については、銀行の業務の健全かつ適切な運営等と両立しない可能性が国際的にも示されている中、銀行の業務の健全かつ適切な運営等の観点から懸念があるため、銀行による電子決済手段の発行については慎重な検討が必要と考えております。こうした趣旨を銀行法施行規則第13条の6の9等において明確化しました。</p> <p>今後、国際的な議論も注視しつつ、実務上・法令上の課題の解決につながるものとして銀行界からご提供いただく情報の内容も踏まえ、銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保及び利便性の高い決済サービスの実現等の観点から適切なルール整備が可能となる見通しが立った場合には、適切に関係法令の整備を進めてまいります。</p>
9	<p>一の法人が、電子決済手段等取引業と暗号資産交換業を同時に行うことは可能か。</p>	<p>それぞれの業登録を受けることで同時に行うことは可能です。</p>
10	<p>電子決済手段を発行する資金移動業者が、電子決済手段等取引業及び暗号資産交換業を同時に行うことは可能か。</p>	<p>同時に行うことは可能ですが、電子決済手段等取引業の登録（自己が発行する電子決済手段を取り扱う場合は資金決済法第62条の8第2項の届出）及び暗号資産交換業の登録が別途必要となります。</p>
11	<p>電子決済手段等取引業者が、銀行法第2条17項第1号又は同項第2号に該当する業務を行う場合には、別途電子決済等取扱業の登録を受ける必要があるという理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>(2) 電子決済手段の範囲</p>		
12	<p>取引業府令第2条第2項に定める「その移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他の関与を要するもの」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。</p> <p>また、改正趣旨に照らし「その他の関与」とはマネー・ローンダリング対策が国際的な基準に照らし十分になされる程度の関与を意味すると思われる。</p> <p>例えば、以下のような場合は「その他の関与を要するもの」に当たるか。</p> <p>① 発行者が本人確認した利用者間でのみ移転可能とし、移転可能な範囲を一定の人数（50名など）に制限する場合</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。例えば、「残高譲渡型前払式支払手段」（前払式支払手段府令第1条第3項第4号）又は「番号通知型前払式支払手段」（同令第1条第3項第5号）においては、その移転を完了させるために発行者の承諾が必要となる場合、これに相当する関与があれば「その移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他の関与」があると考えられますが、現時点においては具体的に想定されるものはございません。</p> <p>なお、ご指摘の①及び②事例につきましては、前払式支払手段の移転に際して発行者がどのよ</p>

	<p>② スマートコントラクトによって以下の措置のいずれか又は全てを講じる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送金時に過去クリプトロンダリングに利用された可能性が高いウォレット、例えば過去にミキシング等を利用した形跡があるウォレットを検知し、そのようなウォレットへの送金を停止し、本人確認を実施する措置 ・過去の取引実績が一切ないウォレットに対して送金する場合には、そのようなウォレットへの送金を停止し、本人確認を実施する措置 ・高額な送金、すなわち1回に移転する金額が10万を超え、かつ1か月に移転した累積の金額が30万円を超える場合は取引時確認をする措置 	<p>うな役割を果たすのか明らかではないため、一律に回答することは困難です。</p>
<p>(3) 電子決済手段等取引業者に係る態勢整備</p>		
<p>13</p>	<p>電子決済手段等取引業に係る情報の安全管理措置(取引業府令第22条)について賛成する。ただし、利用者の端末におけるセキュリティの確保、及び、発行者と電子決済手段等取引業者との間のセキュリティの確保が必要であることについても、ガイドライン等において明らかにすべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。なお、利用者の端末におけるセキュリティ確保については、事務ガイドライン(電子決済手段等取引業者)Ⅱ-2-3-1-2(5)サイバーセキュリティ管理⑧において、「利用者に対してウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの導入・最新化を促す措置」を求めています。また、発行者については事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅱ-2-2-3「利用者に関する情報管理態勢」及びⅡ-2-3-1「システムリスク管理」が適用され、電子決済手段等取引業者については事務ガイドライン(電子決済手段等取引業者)Ⅱ-2-2-7「利用者に関する情報管理態勢」及びⅡ-2-3-1「システムリスク管理」が適用されますので、それぞれにおいてセキュリティ対策等を講じる必要があります。</p>
<p>14</p>	<p>電子決済手段等取引業者における利用者の情報の保護に関し、電子決済手段等取引業に係る情報の安全管理措置(取引業府令第22条)、個人利用者情報の安全管理措置等(同令第23条)、個人利用者情報の漏えい等の報告(同令第24条)及び特別の非公開情報の取扱い(同令第25条)の規律を設けることに賛成する。ただし、電子決済</p>	<p>貴重なご意見として承ります。なお、ご指摘の顧客の非公開情報等の利用については、利用者に関する情報管理の必要性及び重要性を踏まえ、電子決済手段等取引業者において適切な対応が求められるものと考えられます。</p>

	<p>手段等取引業者に兼業業務が認められる場合は、兼業業務との間の顧客に関する非公開情報等の相互利用について、利用者の同意を求めるべきである。</p>	
15	<p>不正利用の補償に関して、電子決済手段等取引業者に補償方針について利用者への情報提供を義務付けること（取引業府令第 29 条第 1 項第 7 号）に賛成する。ただし、補償内容として、利用者に過失がある場合には、重過失でない限り、利用者の責任を一定額の範囲に限定することを求めるべきである。また、利用者の故意過失に関する立証責任は、事業者側に存することを明らかにすべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、補償等の方針の具体的な策定方法は各電子決済手段等取引業者において適切に判断されるべきものと考えられますが、消費者契約法等の関係法令に照らし問題ないものとする必要があると考えられます。</p>
16	<p>電子決済手段等取引業者に対し、電子決済手段が悪質な取引に用いられることがないよう、電子決済手段等取引業者に加盟店管理等の体制整備を求めるべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業に係る取引について詐欺等の犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該電子決済手段等取引業に係る取引の停止等を行う措置を講ずることが求められ（取引業府令第 30 条第 1 項第 2 号）、また、犯罪収益移転防止法における特定事業者として取引時確認や疑わしい取引の届出等を行うことが求められます。これらの規制の適切な運用を通じ、電子決済手段が悪質な取引に用いられることがないよう対応してまいります。</p>
17	<p>取引業府令第 30 条第 1 項第 2 号において電子決済手段等取引業者による取引の停止等を行う措置について、その際に発行者に求める取引停止等の措置を講ずるべき範囲を具体的にご教示いただきたい。資金移動業のガイドラインには、AML/CFT への対応を行う旨の具体的記載があったと認識しているが（事務ガイドライン（資金移動業者）2-2-1-2-1 (5)②（注 1）（注 2））、他の発行スキーム（銀行、信託銀行、信託業）においても同様の措置を講じる必要があるか。</p>	<p>発行者が発行する電子決済手段の保有者について、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認める場合には、当該為替取引の停止等を行うことを求めています。信託銀行及び信託会社が発行する場合にも同様の措置を求めることを想定しております。なお、信託銀行は事務ガイドライン（資金移動業者）を準用しており（信託会社監督指針 11-9）、信託会社については、特定資金移動業を営む特定信託会社として事務ガイドライン（資金移動業者）が適用されず（信託会社監督指針 12）。また、銀行によるパーミッションレス型ブロックチェーンを用いたステーブルコインへの関与については、銀行の業務の健</p>

		全かつ適切な運営等と両立しない可能性が国際的にも示されている中、銀行の業務の健全かつ適切な運営等の観点から懸念があるため、銀行による電子決済手段の発行については慎重な検討が必要と考えております。
18	電子決済手段等取引業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置(取引業府令第42条)について賛成する。ただし、不正利用や消費者被害事案の場合に、利用者が行為者特定等のために行う弁護士法に基づく照会請求や裁判所の調査嘱託等に対し、電子決済手段等取引業者等からの回答が実効的に行われるべきことをガイドライン等において明らかにすべきである。	貴重なご意見として承ります。
19	発行者及び電子決済手段等取引業者において、本人確認されていない利用者への移転を防止すること、本人確認されていない利用者に移転した残高について凍結処理を行うことを確実に求めるべきである。	貴重なご意見として承ります。 なお、ご指摘の本人確認されていない利用者(アンホステッド・ウォレット等)との取引については、国際的に一律の禁止や凍結処理等は求められていないものの、FATF等における議論を踏まえ、電子決済手段等取引業者において、アンホステッド・ウォレット等との取引について所有者情報を収集・保存すること等を犯収法施行規則(第32条第6項)(別途パブリックコメント実施)において求めることとしています。
(4) 外国電子決済手段に対する規律		
20	取扱いが認められる電子決済手段について (1) 電子決済手段等取引業者に、「利用者の保護又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を取り扱わないために必要な措置」(取引業府令第30条第1項第5号)を求めることに賛成する。ただし、発行者の裏付資産又は制度的な裏付けにより利用者に確実に償還できることが必要であることを明確化すべきである。また、電子決済手段等取引業者が管理する利用者のアカウントに残高が記録された時点で、利用者は発行者に対する償還請求権を取得することとすべきである。 (2) 電子決済手段等取引業者が取り扱うことができる外国電子決済手段について定める取引業府令第30条第1項第5号及び同項第6号に	(1)について 貴重なご意見として承ります。 なお、ご指摘のとおり電子決済手段の裏付資産の確保、及びこれが制度上担保されることは重要であり、外国電子決済手段を取り扱おうとする電子決済手段等取引業者に対しては、当該外国電子決済手段について、取引業府令第30条第1項第5号イ及びロに掲げる要件を満たすことを求めています。また、電子決済手段等取引業者が利用者のために外国電子決済手段を管理する場合にあっては、当該管理の対象となる外国電子決済手段について、その券面額での買取りを約すること、及び当該買取りを行うために必要な資産保全等の措置を講ずることを求めており(同項第6号イ)、これらの規制の適切な運用を通じて利用者保護等を図ってまいります。

	<p>賛成する。ただし、発行者の償還が困難となった等の場合に電子決済手段等取引業者が利用者から当該外国電子決済手段を買い取るために必要な資金については、管理する利用者残高の総額と同額以上の資金が常に保全されていることを求めるとともに、電子決済手段等取引業者が管理・移転できる金額の上限を端的に100万円と定めるべきである。</p> <p>(3) 日本国内に発行者の拠点が置かれることを求めるべきである。</p>	<p>(2)について</p> <p>貴重なご意見として承ります。なお、事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）Ⅰ－１－２－３(2)②イ。（注1）において、取引業府令第30条第1項第6号イに規定する資産保全等の措置の運用基準を定めており、要保全額を毎営業日算定の上、預託を受けた電子決済手段の総額に不足が生じた場合は、当該不足が生じた日の翌日から起算して2営業日以内に保全することを求めています。また、電子決済手段等取引業者は、他人のために外国電子決済手段の管理又は移転をしようとする場合、当該管理又は移転額について、資金移動業者が発行する電子決済手段（第二種資金移動業に係るものに限る。）を取り扱う場合と同等の水準となることを確保する必要があります（同号ロ）。</p> <p>(3)について</p> <p>貴重なご意見として承ります。なお、外国電子決済手段の発行者に対して国内規制が及ばない場合であっても、外国電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業者に対して、利用者保護等の観点から不適切と考えられる電子決済手段を取り扱わないための措置等を義務付けるなど（取引業府令第30条第1項第5号及び第6号）、イノベーションの推進と利用者保護のバランスを踏まえた規制内容としております。</p>
21	<p>取引業府令第30条第1項第2号において電子決済手段等取引業者による取引の停止等を行う措置が定められているにもかかわらず、外国電子決済手段については発行者にも同様の措置を求める趣旨をご教示いただきたい。</p> <p>また、その際に発行者に求める取引停止等の措置を講ずるべき範囲を具体的にご教示いただきたい。</p>	<p>国内で電子決済手段を発行する者についても、AML/CFTの観点から、自らが発行する電子決済手段が犯罪行為に利用されていると疑われる場合においてその移転及び償還を停止するための態勢を講じることを求めています（移動業府令第31条第1号、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ－２－１－２－１(5)②（注2））、電子決済手段等取引業者が外国電子決済手段を取り扱おうとする場合、当該外国電子決済手段についても、その発行者によりこれと同等の措置が講じられていることが必要と考えられます（電子決済手段等取引業者による取引の停止等のみでは、犯罪行為に利用された疑いのある電子決済手段の移転を完全</p>

		<p>に止めることはできないものと考えられ、AML/CFTの観点で不十分と考えられます。)</p> <p>なお、外国電子決済手段の発行者において講ずることが必要となる「外国電子決済手段に係る取引の停止等を行う措置」としては、例えば、犯罪行為に利用された疑いのある外国電子決済手段の移転及び償還の停止や、犯罪行為に利用されていると疑われるアドレスに記録されている外国電子決済手段の移転及び償還の停止等が考えられます。</p>
22	<p>取引業府令第30条第1項第6号イにおいて、「当該買取りを行うために必要な資産の保全その他これと同等の利用者の保護が確保されていると合理的に認められる措置」とあるが、具体的にどのような措置を想定しているのか。また、そのような措置に限らず、「同等の利用者の保護が確保されていると合理的に認められる」ものであれば、手段は限定されないとの理解で良いか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、電子決済手段等取引業者の信用力に依拠することなく、確実に券面額での買取りを行うことができるような措置を講ずる必要があると考えられます。例えば、事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）I-1-2-3(2)②イ.に記載のとおり、履行保証金保全契約や履行保証金信託契約と同等の契約を締結する方法により保全を行うことが考えられます。</p>
23	<p>取引業府令第30条第1項第6号イについて、買取りのための資産保全を求められると販売をすればするほど巨額の資産を捻出する必要が生じ、外国電子決済手段の取扱いのために過大な負担となるため、電子決済手段等取引業者側の負担が過大とならないように変更してほしい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、「外国電子決済手段」の発行者は国内法の規制を受ける者ではありませんので、国内利用者への確実な償還の実施を担保する観点から、国内の規制業者である電子決済手段等取引業者において取引業府令第30条第1項第6号イの措置を講じて頂くことが必要と考えられます。</p>
24	<p>取引業府令第30条第1項第6号イについて、</p> <p>① 外国発行の外貨建て電子決済手段を電子決済手段等取引業者が取り扱う場合における、買取義務のための保全資金は、当該外貨で積むものと理解しているが、円を保全する事も認められるか。</p> <p>②また、認められる場合において、為替変動により円建ての価値が減少した際に、保全額を増やす必要があると考えるが、その算定基準についてご教示いただきたい。</p>	<p>①について</p> <p>外国電子決済手段については、基本的には当該外国電子決済手段に係る外貨で保全を行うことが必要と考えられます。なお、円貨で保全を行うことも否定されるものではありませんが、その場合は、為替相場の変動のリスクを踏まえ、保全不足が生じないよう適切な対応をとっていただく必要があると考えられます。</p> <p>②について</p> <p>電子決済手段等取引業者において、一定のルール（各営業日の一時点を算定時点として定め、当該算定時点において外貨換算額を算出した上で、為替リスクを踏まえて不足額が生じないよう保</p>

		<p>全額を算出する方法等) を定めてご判断いただく必要があると考えられます。</p> <p>この点、事務ガイドライン(電子決済手段等取引業者) I-1-2-3(2)②(注2)において、明確化させていただきました。</p>
25	<p>取引業府令第30条第1項第6号イについて、電子決済手段等取引業者が利用者のために管理する外国電子決済手段の買取りのために保全すべき資産の額は、どの時点の預託外国電子決済手段の数量を基準として計算すべきか。月末時点など電子決済手段等取引業者が決めた基準時点における顧客区分管理数量について資産保全を行えば良いのか、暗号資産交換業と同等の算定で良いのかなど、具体的な運用基準を示していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、要保全額の算定方法、保全頻度等について、事務ガイドライン(電子決済手段等取引業者) I-1-2-3(2)②イ。(注1)において、具体的な運用基準を提示させていただきました。</p>
26	<p>取引業府令第30条第1項第6号イについて、算定期間中の最高額の保全を行う場合において、例えば顧客が自己の口座へ巨額の資金の入金を行った際、100万円を超えた額に対し、即座に返金処理を行った場合や、電子決済手段等取引業者が外国電子決済手段を利用者へ売却し、売却した外国電子決済手段が、当該利用者が当該電子決済手段等取引業者に開設した口座にて記帳されたのちに、外部のウォレットへ送付された場合、基準時点以前に移転が完了している場合、当該電子決済手段等取引業者は、当該外国電子決済手段については買取資金を保全する必要がないとの理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の事例が必ずしも明らかではございませんが、事務ガイドライン(電子決済手段等取引業者) I-1-2-3(2)②イ。(注1)に記載のとおり、各営業日における一時点において要保全額を算定する必要があります。そのため、ある算定時点より後に管理の対象となった外国電子決済手段が、次の算定時点までの間に外部のウォレットに移転した場合(電子決済手段等取引業者による管理の対象から外れた場合)、当該外国電子決済手段の金額は当該次の算定時点における要保全額には含まれないものと考えられます。</p>
27	<p>取引業府令第30条第1項第6号ロにおいて、「利用者のために外国電子決済手段の管理をすること(利用者の外国電子決済手段を移転するために管理することを含む)…ができる金額」についても、資金移動業者の発行する電子決済手段(第二種資金移動業に係るものに限る。)を取り扱う場合と同等の水準となることを確保することが必要とされているが、「外国電子決済手段」については、移動業府令第30条の2第2項に準じて、為替取引(電子決済手段の移転)に用いること</p>	<p>電子決済手段等取引業者が「外国電子決済手段」を取り扱う場合にあつては、当該外国電子決済手段を管理可能な額について、資金移動業者の発行する電子決済手段(第二種資金移動業に係るものに限る。)を取り扱う場合と同等の水準となるよう必要な措置を講ずる必要があります。具体的には、当該電子決済手段等取引業者が管理する利用者の外国電子決済手段の金額が1人当たり100万円を超える場合において、当該外国電子決済手段のうち、その移転がなされる蓋然性が低いと判断されるものについては、その買取りその他</p>

	とがないと認められる資金を発行者が保有しないための措置が求められるということか。	当該利用者が当該外国電子決済手段を保有しないための措置を講じて頂く必要があります（事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）Ⅰ－１－２－３(2)②ロ.)。
28	取引業府令第30条第1項第6号ロについて、グローバルな潮流、我が国の電子決済手段のガラパゴス化の回避、電子決済手段利用の拡大等を考慮すれば第二種資金移動業者と同等の移動額制限ではなく、これらの金額制限を撤廃又は電子決済手段の利用において法人でも実効性のある金額とすべきではないか。	貴重なご意見として承ります。
29	取引業府令第30条第1項第6号ロについて、外国電子決済手段は外貨建てあるいは外貨表示であることが想定されることから、各外国電子決済手段の移転が上限規制に抵触するか否かは為替変動の影響を受けるが、当該変動による上限額超過の是非はどのように判断すればよいのかご教示いただきたい。	外貨建て又は外貨表示の電子決済手段の移転が100万円を超えるかどうかの判定は、電子決済手段等取引業者が自ら合理的なルール（当該移転の申込みを受け付ける際に、本邦通貨に換算して算出する等）を定めて判断いただく必要があると考えられます。
30	取引業府令第30条第1項第6号ロにおいて、電子決済手段等取引業者が外国電子決済手段を取り扱う場合にあっては、「利用者のために外国電子決済手段の管理及び移転をすることができる金額が、当該電子決済手段等取引業者が資金移動業者の発行する電子決済手段を取り扱う場合と同等の水準となることを確保するための措置」が必要であるとして、具体的な措置として、事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）Ⅰ－１－２－３(2)②ロ.において、「電子決済手段等取引業者が管理する利用者の外国電子決済手段の金額が、1人当たり100万円を超える場合において、電子決済手段等取引業者が管理する電子決済手段のうち、その移転がなされる蓋然性が低いと判断されるものについては、その利用者の外国電子決済手段の買取りその他当該利用者が当該外国電子決済手段を保有しないための措置」が講じられていることが必要、と規定されていますが、「その他当該利用者が当該外国電子決済手段を保有しないための措置」について利用者保護を確保した上で柔軟に許容していただくことが望ましいと考えます。	<p>電子決済手段等取引業者による他の電子決済手段への交換等は「当該外国電子決済手段を保有しないための措置」に該当すると考えられますが、電子決済手段等取引業者が利用者の指図なく利用者個人のウォレットへ外国電子決済手段を移転させることは、「当該外国電子決済手段を保有しないための措置」には該当しないものと考えられます。</p> <p>一方で、取引業府令第30条第1項第6号ロでは、電子決済手段等取引業者に対して利用者の個別具体的な外国電子決済手段の用途の解明まで求めるものではありませんので、利用者が何等かの利用目的をもって自主的に自己で管理するウォレットへの移転や他の電子決済手段との交換等を取引業者に指図する場合には、取引業者は、同号ロとの関係で当該移転や交換の指図を拒否する必要はありません。</p> <p>なお、利用者から包括的な同意を得た上で、自動的に当該移転や交換が行われるような場合は、当該移転や交換が真に利用者の意思に基づくものか、留意する必要があると考えられます。</p>

	<p>例えば、利用者の包括的同意を得た上で、当該利用者個人のウォレットに移転することや他の電子決済手段等への交換等の措置をもってその他当該利用者が当該外国電子決済手段を保有しないための措置とすること等を許容することの明確化を検討していただきたいと考えます。</p>	
31	<p>パブリックブロックチェーン上の外国電子決済手段の不正利用対策は不十分</p> <p>外国電子決済手段については、それがパブリック（パーミッションレス）ブロックチェーン上で実装されたものである場合、国内取引所でのアンホステッド・ウォレットへの送金を規制したとしても、複数の取引所経由での送金や DeFi での変換などの抜け穴を通じて不正な取引に利用されるリスクは大きいので、規制を強化するのは当然である。ここで、送金上限額を定めるという方法（たとえば 100 万円/回）は、古典的な方法であり実効性に乏しい。ブロックチェーン上ですべての取引履歴が監視可能であるのだから、入と出のすべての履歴を把握し、より長いスパン（例えば年単位）の累計取引額の上限を設けるべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>ご指摘の外国電子決済手段を含め、電子決済手段はアンホステッド・ウォレット間の直接の取引（P2P取引）での移転が可能とされており、その匿名性や管理者による移転制限の欠如により、典型的にマネロン・テロ資金供与リスクが指摘されているところですが、国際的な議論においては、P2P取引を直接規制することは容易ではないことから、当局の監督下にある事業者を通じてその利用者とアンホステッド・ウォレットとの間の取引を規制することが求められています。これを受けて、犯収法施行規則第 24 条第 8 号及び第 32 条第 6 項（別途パブリックコメント実施）において、電子決済手段等取引業者に対して、その顧客がアンホステッド・ウォレット等との間で取引を行う場合に、当該アンホステッド・ウォレット等の所有者情報を収集・保存すること等を求めることとしています。</p>
(5) 金銭等の預託		
32	<p>取引業府令第 33 条第 1 項について、暗号資産関連デリバティブ取引に係る顧客区分管理信託、暗号資産交換業に係る利用者区分管理信託と取引業府令第 33 条第 1 項第 1 号に定める利用者区分管理金銭信託は、各法令の規定を遵守し、利用者及び投資者保護に支障がない限りにおいては同一の信託契約に基づいて管理されることは許容され、同号に定める利用者区分管理金銭信託について別途の信託契約を締結しなくても本規制の趣旨を充足するとの理解でよいか。</p>	<p>暗号資産関連デリバティブ取引に係る顧客区分管理信託、暗号資産交換業に係る利用者区分管理信託、電子決済手段等取引業に係る利用者区分管理金銭信託について一つの信託契約を締結することは、法令の規定に則り、利用者及び投資者の保護に支障がない限りにおいては、排除されるものではないと考えられます。</p>
33	<p>取引業府令第 33 条第 1 項第 2 号ニにおける「当該金銭を自己の固有財産と区分して管理」とは、信託等による分別管理まで求めるものではなく、利用者から預託を受けた金銭専用の銀行口座にて管理することや、利用者から預託を受けた金銭</p>	<p>貴見のとおり信託による管理を求めるものではありませんが、帳簿上で固有財産と区分管理することのみでは足りず、例えば、利用者から預託を受けた金銭専用の銀行口座にて管理いただく</p>

	を帳簿上で固有財産と区分管理することでも足りるのか。	等、実際に分別して管理いただく必要があると考えられます。
(6) 電子決済手段の管理		
34	<p>取引業府令第 38 条第 1 項において、電子決済手段等取引業者が利用者の電子決済手段を管理する方法について、原則信託会社等への電子決済手段の信託が必要としつつ、第 3 項において一定の場合で財務局長等の承認を受けたときに自己信託を可能とし、さらに、第 7 項において、一定の場合に信託管理が不要でありホットウォレットによる管理が可能である旨の規定があり、事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）Ⅱ-2-2-3-2(3)④において解説がされているところですが、具体的にどのような場合に認められるのか明確でないため、どのような場合に信託管理が不要でホットウォレットによる管理が認められるのか明確化していただくことが望ましいと考えます。</p> <p>例えば、暗号資産交換業におけるホットウォレットによる管理が許容される条件と同等の条件による管理を許容することも検討していただきたいと考えます。</p>	<p>利用者が電子決済手段等取引業者に対して電子決済手段の管理を委託する場合に、当該電子決済手段が法的に利用者に帰属することが明らかでない場合は、取引業府令第 38 条第 7 項に規定する方法による管理が認められます（取引業府令第 38 条第 7 項）。例えば、事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）Ⅱ-2-2-3-2(3)④に記載のとおり、電子決済手段等取引業者が、資金決済法第 2 条第 5 項第 3 号に規定する特定信託受益権のうち受益証券発行信託に係る受益権に該当するものを利用者のために管理する場合であって、各利用者が受益権原簿において受益権者として記載されているときは、管理対象とされる電子決済手段が利用者に帰属することが明らかと考えられます。</p> <p>なお、取引業府令第 38 条第 7 項に規定する方法による管理が可能な場合において、電子決済手段等取引業者が秘密鍵をホットウォレットにより管理可能な範囲は、かかる場合における秘密鍵の果たす役割等を踏まえ、個別具体的に判断することになると考えられます。</p>
35	<p>電子決済手段等取引業者における利用者の電子決済手段の管理について、信託会社等への信託、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段の明確な区分、利用者ごとの数量が直ちに判別できる状態での管理を求めること（取引業府令第 38 条第 1 項）に賛成する。他方、自己信託による管理（同条第 3 項）を認めることについては反対する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、自己信託による管理を行うには財務局長等の承認を得ることが必要であり、一定の財産的基礎を有することや、自己信託に係る事務を的確に遂行可能な者であること等が求められます（取引業府令第 38 条第 3 項及び第 4 項）。また、自己信託による分別管理の状況については公認会計士又は監査法人による外部監査を受ける必要があります（資金決済法第 62 条の 13 第 2 項、取引業府令第 39 条第 1 項）。これらの規制の適切な運用を通じ、利用者保護等を図ってまいります。なお、利用者の電子決済手段の保全の在り方につきましては、電子決済手段の管理業務の状況等を踏まえつつ、引き続き検討してまいります。</p>
Ⅲ 移動業府令関係		

36	<p>移動業府令第 30 条の 2 第 2 項について、電子決済手段等取引業者が管理しないウォレットに、資金移動業者が発行する電子決済手段が 100 万円を超えて滞留している場合において、電子決済手段等取引業者が管理しないウォレットは、資金移動業者に求められる 100 万円以下に限定する措置の対象とならないという認識でよいか。</p>	<p>移動業府令第 30 条の 2 第 1 項の体制整備義務の対象となる電子決済手段は、電子決済手段等取引業者がその利用者のために管理する分に限られます（移動業府令第 30 条の 2 第 2 項）。</p> <p>そのため、電子決済手段等取引業者が管理しないウォレットにおいて利用者が自ら管理する電子決済手段については、同条第 1 項の体制整備義務の対象にはならないと考えられます。</p>
37	<p>移動業府令第 30 条の 2 第 2 項について、資金移動業者が電子決済手段を発行する場合として想定されるのは、いわゆるパーミッションレス型の電子決済手段の発行であるが、パーミッションレス型の電子決済手段の発行後の流通局面においては、発行者が関知しないところで電子決済手段等取引業者が自己のビジネスとして自己の利用者に対して当該電子決済手段を販売・管理することが実務上想定される。</p> <p>このように、上記場面における電子決済手段等取引業者は、資金決済法第 2 条第 10 項第 4 号に規定する業務のように、資金移動業者を代理して為替取引を行うわけではなく、自己のビジネスとして電子決済手段の販売・管理を行うのであるから、電子決済手段等取引業者の管理数量や（電子決済手段等取引業者の）利用者の取引実態を、（電子決済手段等取引業者が発行者の委託先のように捉えた上で）発行者が電子決済手段等取引業者から日々情報提供を受けることは実務上想定されず、また現実的でない。</p> <p>よって、実務上は、発行者は、電子決済手段等取引業者との契約に基づいて、電子決済手段等取引業者が 100 万円を超える預り電子決済手段に対する滞留制限を履行しているかを管理・監督すれば足り、発行者が管理・監督する態勢を整備していれば、移動業府令第 30 条の 2 第 2 項の義務を履行しているものと評価いただきたい。</p>	<p>移動業府令第 30 条の 2 第 1 項の体制整備義務は、あくまで資金移動業者に対する義務ですので、電子決済手段の発行者たる資金移動業者において当該体制整備義務を遵守する必要があると考えられます。もっとも、当該体制整備義務は、各資金移動業者のビジネスモデルを踏まえつつ、規定の趣旨に照らして実効性のある体制をとることを求めるものであり、特定の対応を求める画一的な規制ではありません。</p> <p>そのため、資金移動業者が電子決済手段等取引業者を通じて体制整備を図ることを否定するのではなく、例えば、資金移動業者と電子決済手段等取引業者との間の契約において、電子決済手段等取引業者が利用者から 100 万円を超える額の電子決済手段の管理を受託する場合において、電子決済手段等取引業者において当該利用者の電子決済手段の移転実績等を確認することを義務付け、資金移動業者において電子決済手段等取引業者による当該義務の遵守状況を確認する、といった方法をとることも考えられます。</p>
IV 前払式支払手段府令関係		
38	<p>前払式支払手段府令第 23 条の 3 第 3 号において、前払式支払手段発行者は、電子決済手段に該当する前払式支払手段を発行しないための適切</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではございませんが、資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号に掲げるものであれ、同項第 4 号に掲げるものであれ、「電</p>

	<p>な措置を講じることが求められている。この規定を前提とすると、前払式支払手段発行者がかかる措置を講じている限り、当該前払式支払手段が資金決済法2条5項4号・取引業府令第2条第3項に基づき電子決済手段に該当することはないと考えてよろしいか。</p>	<p>子決済手段」に該当する前払式支払手段を発行しないための適切な措置を講ずる必要があると考えられます。</p>
<p>V 銀行法施行規則関係</p>		
39	<p>銀行法施行規則第13条の8第1項第1号イや同条第2項第1号で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行業務関連苦情を「法第二条第二十二項に規定する銀行業務関連苦情をいう」から「銀行業務に関する苦情をいう」 ・銀行業務関連紛争を「法第二条第二十三項に規定する銀行業務関連紛争をいう」から「銀行業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるもの」 <p>というように、改めて規定し直した趣旨を教えてください。</p>	<p>これまで銀行法で定義していた「銀行業務関連苦情」及び「銀行業務関連紛争」について、今般の改正により、それぞれ「銀行業務等関連苦情」及び「銀行業務等関連紛争」とし、その対象範囲が変わったことに伴う所要の改正になります。</p>
40	<p>銀行法施行規則第34条の63の4第17号の「その他参考となるべき事項を記載した書面」として、現時点でご想定のある事項があれば教えてください。</p>	<p>個別の申請ごとに異なるものと考えますが、登録申請書の記載事項や添付書類の内容を補足する資料が考えられます。</p>
41	<p>銀行法施行規則第34条の63の6第1号について、資本金の額を1000万円とされた根拠について教えてください。</p>	<p>業務内容が類似する電子決済手段等取引業者に求められる財産的基礎と同水準としています。</p>
42	<p>資金決済法第2条第11項に規定する「電子決済手段関連業務」について、銀行子会社の場合には「金融関連業務」子会社として営むことができるが、銀行本体の場合には、銀行法第10条第2項柱書「その他の銀行業に付随する業務」として監督指針に定める要件の充足を前提に、営むことができるとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>ただし、電子決済手段関連業務を行うにあたっては、資金決済法上の登録等所定の手続きをとる必要があります。</p>
<p>VI 金融商品取引業等に関する内閣府令関係</p>		
43	<p>「電子決済手段等取引業」の金融商品取引法上の兼業規制について、電子決済手段は当然に金銭とみなされて、金融商品取引業者が有価証券の売買等に関連して、顧客から電子決済手段の預託等を受ける場合は、金融商品取引業に付随する業務となるのか、それとも金融商品取引法第35条第4項の規定に基づくその他業務の承認を要する</p>	<p>第一種金融商品取引業を行う者が電子決済手段等取引業も行う場合、その業務に係る損失の危険の管理方法等について個別に審査する必要があることから、届出業務（金融商品取引法第35条第2項）と位置付けることは必ずしも適当でなく、承認業務（同条第4項）と位置付けることが適当と考えられます。</p>

	承認業務となる可能性があるのか。承認業務となる可能性があるのであれば、金融商品取引法上の届出業務（金融商品取引法第 35 条第 2 項、金融商品取引法等に関する内閣府令第 68 条）とすることを希望する。	
44	電子決済手段に係るデリバティブ取引は、例えば、個人顧客を相手方とする電子決済手段の先渡取引のレバレッジ倍率が 2 倍となるなど、暗号資産のデリバティブ取引と同等の規制に服することになる。しかし、金融商品取引法上は電子決済手段は金銭又は金銭債権と同等に扱われていると理解している。そうであるならば、まず、法律の建付けとして電子決済手段のデリバティブ取引は暗号資産デリバティブ取引よりも通貨デリバティブ取引と同等に扱うことが整合的であると考え。また、実質的に見ても、電子決済手段（特に裏付資産について 100%の保全義務がかかっている場合）については、暗号資産とは異なりボラティリティが小さいため、レバレッジ倍率を定める際の重要な考慮要素である VaR の観点からも、暗号資産デリバティブ取引のレバレッジ倍率と同じにすることは合理性に乏しいと考えられる。以上を踏まえ、電子決済手段のデリバティブ取引を暗号資産のデリバティブ取引と同等の規制に服させることについて再考をしていただきたい。	電子決済手段は通常はその仕組み上その価値が法定通貨の価値と連動しますが、事業者の信用リスク等により、かかる価値の連動が崩れる場合が生じる可能性は否定できないところ、かかる場合においては、暗号資産同様、大幅な価格変動が生じることも否定できないため、暗号資産を対象としたデリバティブ取引と同様の証拠金率とする必要があるものと考えられます。
45	金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 38 項では、金融商品取引業者等が預託を受けるべき証拠金について、暗号等資産をもって代用される場合が規定されているが、資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号から第 3 号までにおける電子決済手段は金融商品取引法上、金銭とみなされるという理解でよいか。	発行価格と同額での金銭償還が約されている資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号から第 3 号までに掲げる電子決済手段は金融商品取引法上金銭とみなされることから、かかる電子決済手段をもって、暗号資産等関連デリバティブ取引などの証拠金に充てることは可能であると考えられます。
46	金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件第 2 条 6 項、15 条、16 条について、市場リスク相当額、取引先リスク相当額、および基礎的リスク相当額の算出において、資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号から 3 号における電	資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号から第 3 号に規定する電子決済手段は、その性質上、償還請求権があることから金銭債権を表象するものと考えられます。本邦における電子決済手段の健全性規制上の取扱いについては、国際合意等を踏まえて検討中ですが、本告示においては、当面の間は

	<p>子決済手段についてどのような算出が求められるか、具体的にご教示いただきたい。</p>	<p>金銭債権とみなし、金銭債権と同様の方法による算出が求められます。</p>
<p>Ⅶ 事務ガイドライン（資金移動業者）関係</p>		
47	<p>スマートコントラクトを用いることによって、不正利用があった場合に、不正利用のあったと認められる電子決済手段に限り、移転及び償還を停止する仕組みを講じることは、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-1-2-1（5）（注2）の「自らが管理しないウォレットに係る電子決済手段の移転及び償還を停止するための態勢」に当たるか。</p>	<p>ご理解のとおりです。ご指摘の事例の他、犯罪行為に利用されていると疑われるアドレスに記録されている資金移動業者が発行した電子決済手段についても移転及び償還を停止する仕組みを講じることが考えられます。</p>
48	<p>電子決済手段等取引業者が管理するウォレットにおいて、利用者の電子決済手段の額が1人当たり100万円を超えている場合、利用者の資金が為替取引に関するものであるかを確認するための態勢を整備することが定められている（事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅳ-2（1））。この1人当たり100万円とは、電子決済手段等取引業者が複数の電子決済手段を管理している場合、複数の電子決済手段発行者の発行する電子決済手段を利用者が同時に保有していることが想定されるが、資金移動業者が自らの発行する電子決済手段を基準とするものであり、利用者が保有する他の電子決済手段発行者の発行する電子決済手段と合わせたものではないという理解しているが、この理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、利用者の資金が為替取引に関するものであるかを確認するための体制整備義務は第2種資金移動業者にかかるものであるところ、資金移動業者ごとに、各電子決済手段等取引業者における利用者1人あたりの電子決済手段（当該資金移動業者が発行する電子決済手段）の管理額が100万円を超えている場合に、利用者の資金が為替取引に関するものであるかを確認する必要があります。そのため、電子決済手段等取引業者は、複数の資金移動業者が発行する電子決済手段を利用者のために管理する場合においては、電子決済手段ごとにその管理額が100万円を超えていないかを判断することになりますが、一の資金移動業者が複数の電子決済手段を発行している場合には、当該資金移動業者が発行する複数の電子決済手段の管理額の総額が100万円を超えていないかを判断する必要があります。</p>
49	<p>電子決済手段等取引業者（資金決済法62条の8第1項によって電子決済手段関連業務を行う銀行又は資金移動業者を含む。）が管理するものではないウォレット（いわゆるアンホステッド・ウォレットなど）について、電子決済手段等取引業者は当該ウォレット内で管理されている電子決済手段の額が100万円を超えているか否かを確認する義務（事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅳ-2（1））はないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
50	<p>例え本邦外で発行される電子決済手段がオンラインチェーンでユーザー間で転々譲渡されることにより本邦内で流通することとなっても、改正後の</p>	<p>個別事例については、それぞれの事例の実態に即し実質的に判断されるべきものと考えられますが、外国電子決済手段が国内で流通している場</p>

	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅷに定める基準を満たしている限り、当該電子決済手段の発行者による本邦に向けた「勧誘」はなく、したがって当該電子決済手段の発行者は外国資金移動業者として登録する必要はないと理解してよいか。</p>	<p>合であっても、電子決済手段の発行者又は第三者により日本国内にある者に対する為替取引の勧誘又は電子決済手段の発行若しくは償還が行われていない場合には、資金移動業者として登録する必要はないと考えられます。</p>
51	<p>パーミッションド、パーミッションレス、という言葉の使い方について</p> <p>事務ガイドライン（資金移動業者）の法令等遵守（コンプライアンス）態勢等、主な着眼点（注2）に記載されている「パーミッションレス型のブロックチェーン」について下記の通り考える。</p> <p>一般的に、web3の世界においては2つの意味があります。</p> <p>ひとつ目は、ステーブルコインプログラムにおける型であり、パーミッションド型、パーミッションレス型であり、これはKYCをしていないアドレスに送金できるか、できないかを主に表すと理解している。</p> <p>一方、ステーブルコインシステムのベースインフラとなるブロックチェーンシステムの運営のあり方としてのパーミッションド型、パーミッションレス型（プライベートチェーン型、コンソーシアムチェーン型、パーミッションレスチェーン型とも呼ばれる）という用語がある。これはブロックチェーンシステムのあり方の話であり、ステーブルコインプログラムのパーミッションド型、パーミッションレス型とは全く異なる事を指していると考えている。</p> <p>一部その利用に混同が見られるように感じている。そのため、これらの用語の意味を明確に定義し、混同されないようにして理解の浸透が進むことを期待している。（たとえば、パーミッションド・ステーブルコイン型、パーミッションレス・ステーブルコイン型、に対してパーミッションド・チェーン型、パーミッションレス・チェーン型、など）</p>	<p>貴重なご意見として承ります。ご指摘の「パーミッションレス」の文言については、明確化の趣旨で文言を修正させていただきます。</p>
52	<p>Ethererum メインネット等のパーミッションレス型ブロックチェーンはコミュニティの意見対立などで、ハードフォークと呼ばれる分裂が起こ</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>電子決済手段の記録・移転に用いられるブロックチェーンに起因するリスクを特定・評価するこ</p>

	<p>ることがあります。そのようなチェーンの上でステーブルコインを発行しますと、一つのステーブルコインが二つに分裂することになり、どちらのステーブルコインを本物とみなすかという問題が発生します。分岐直後の混乱に便乗する詐欺などが考えられます。</p>	<p>とは、当該電子決済手段の適切性を判断する上で重要と考えられます。事業者が発行する又は取り扱う電子決済手段については、当該電子決済手段の採用するブロックチェーンの内容、当該ブロックチェーンに起因するリスクの有無及び程度等について、当局によるモニタリングにおいて確認してまいります。</p> <p>なお、事業者が電子決済手段の発行又はその取扱いを行う場合、当該電子決済手段の記録・移転に用いられるブロックチェーンの分岐に起因するリスクについて、利用者に対する情報提供を行うことが求められます（事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-2-1-1（3）⑦（注2）、事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）Ⅱ-2-2-1-2（3）（注4））。</p>
53	<p>パーミッションレスブロックチェーン（コミュニティ型）では、ブロックチェーンを運営しているコミュニティ自体が変化し悪意を持った集団に乗っ取られる可能性があります。</p> <p>チェーンの支持者が減少すると、51%Attackと言われるハッキングが容易になる問題や、コミュニティの運営意思の低減により最終的には運営が放棄される懸念も否定できません。</p> <p>上記のような危険があらかじめ予測されるチェーン上で発行する場合でも、取引業府令第29条第1項に基づきそのリスクと理由を利用者に予め告知し、社内規程等にて電子決済手段の関係情報として整理しておけばよいと解釈していますが、現時点でのリスクの把握が大変困難であると考えております。</p>	<p>電子決済手段の記録・移転に用いられるブロックチェーンに起因するリスクを特定・評価することは、当該電子決済手段の適切性を判断する上で重要であり、単に利用者に対して情報提供を行えば、その発行又は取扱いが無条件に認められるものではないと考えられます。</p> <p>事業者が電子決済手段を発行しようとする場合、又は取り扱おうとする場合においては、当該電子決済手段について採用するブロックチェーンの内容、当該ブロックチェーンに起因するリスクの有無及び程度等について当該事業者から説明を求めた上で、その発行又は取扱いの適切性について判断してまいります。</p>
54	<p>銀行型、信託銀行型、資金移動型ともに、何らかの理由で口座が閉鎖、場合によってはステーブルコインの発行停止をする可能性がある。</p> <p>そのような場合、秘密鍵を紛失するなどして誰も管理できないステーブルコインに関して、どのように処置すればよいか。</p> <p>スマートコントラクト上にある資産の発行者の権限による移動などは、対抗要件を整理する必要があるためそのスマートコントラクトの性質</p>	<p>サービス停止事由や秘密鍵紛失時の対応は、利用者の判断に影響を及ぼす重要な情報と考えられますので、事業者においてあらかじめ対応方針等を定めた上で、利用者適切に情報提供する必要があると考えられます（移動業府令第29条の2第2項第1号及び第3号等）。また、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、発行者が電子決済手段を発行する場合には、発行者において、権利の移転時期やその手続が明確にされている必要がありますので、事務ガイドライン（資</p>

	をよく考えた上で行う必要があり、一概に現金化してしまてはいけないと考えられる。	金移動業者) II-2-2-1-1 (9) ①もご参照ください。
VIII 事務ガイドライン (電子決済手段等取引業者) 関係		
55	<p>Ethererum を中心としたブロックチェーンには、スマートコントラクトと呼ばれる自動実行プログラムがあり、EOA と呼ばれるウォレットアドレスだけでなく、このスマートコントラクトも資産を持つことができる設計となっています。送金先の KYC が必要なケースにおいて、スマートコントラクトの運用者をなんらかの方法で KYC し特定できる状況下となれば、銀行発行型ステーブルコイン等においても送金が可能と解釈してよいでしょうか。</p>	<p>銀行が発行者となるデジタルマネー (預金債権であって電子的に移転可能なもの) について、その発行者が犯収法に基づく取引時確認をした者にのみ移転を可能とする技術的措置が講じられており、かつ、移転の都度発行者の承諾その他の関与が必要となるものは、電子決済手段に該当せず、銀行がその発行等を行うことは可能です。(事務ガイドライン (電子決済手段等取引業者) I-1-1 ②注 1)。加えて、犯収法第 4 条第 3 項の規定により、発行者自身が過去に取引時確認を行っていることを確認した顧客や、発行者の業務委託先である特定事業者が取引時確認を行った顧客にのみ移転を可能とする技術的措置が講じられており、かつ、移転の都度発行者の承諾その他の関与が必要となるものも、電子決済手段に該当しないと考えますので、この点を明確にするため事務ガイドライン (電子決済手段等取引業者) I-1-1 ②注 1 を修正しています。</p>
56	<p>事務ガイドライン (電子決済手段等取引業者) I-1-2-2 において、「電子決済手段の売買」の該当性につき記載があるが、例えば、資金移動業である電子決済手段発行者が、利用者に対して金銭を受け入れて電子決済手段を発行することは、「電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換」には該当しないという理解でよいか。</p> <p>資金決済法 62 条の 8 第 1 項では、銀行等又は資金移動業者であって、電子決済手段を発行する者は電子決済手段関連業務を行うことができる旨規定があるが、暗号資産の交換等についてはそのような規定はない。仮に金銭を受け入れて電子決済手段を発行する行為が「電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換」に該当する場合、暗号資産を発行する者が金銭を受け入れて暗号資産を発行する行為が暗号資産交換業に該当すると解釈する余地が生じるとされるため、「発行」が「売買」又は「交換」に当たるか否かを確認したい。</p>	<p>資金移動業者が、利用者に対し電子決済手段を発行することは、資金決済法上の「電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換」には該当しません。</p> <p>なお、事業者が利用者から金銭や暗号資産等の対価の支払いを受け、暗号資産を新規発行する行為については「暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換」(資金決済法第 2 条第 15 項第 1 号) に該当する可能性がありますので、ご留意ください。</p>

<p>57</p>	<p>事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者） I-1-2-2において、「電子決済手段の売買」につき記載があるが、例えば、電子決済手段等取引業申請者が、利用者に対して以下のプログラムを提供する場合、「申請者が利用者に対して電子決済手段を引き渡し、その引き換えに利用者から暗号資産を受領する場合」に該当し、資金決済法第2条第10項第1号に規定する「電子決済手段の売買」に該当するとの理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流動性提供者によってトークン a（電子決済手段）、トークン b（暗号資産）があらかじめ流動性プールに提供され、トークン b（暗号資産）をトークン a（電子決済手段）に交換しようとする利用者が、その保有するトークン b（暗号資産）を流動性プールに加え、流動性プールに存在するトークン a（電子決済手段）を引き出すことにより、両トークンの交換を行うプログラム。なお、流動性提供者は一定期間、流動性プールからトークンを取り出すことができないことを前提とする。 	<p>ご指摘の事例の詳細が必ずしも明らかではなく、「電子決済手段の売買」に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して 実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
<p>58</p>	<p>事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者） I-1-2-2において、暗号資産の売買に該当する事例が記載されているが、例えば、電子決済手段等取引業申請者が、利用者に対して以下のプログラムを提供する場合、「申請者が利用者に対して暗号資産を引き渡し、その引き換えに利用者から電子決済手段を受領する場合」に該当し、法第2条第15項第1号に規定する「暗号資産の売買」に該当するとの理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流動性提供者によってトークン a（電子決済手段）、トークン b（暗号資産）があらかじめ流動性プールに提供され、トークン a（電子決済手段）をトークン b（暗号資産）に交換しようとする利用者が、その保有するトークン a（電子決済手段）を流動性プールに加え、流動性プールに蓄積されたトークン b（暗号資産）を引き出すことにより、両トークンの交換を行うプログラム。なお、流動性提供者は一定期間、流動性プールからトークンを取り出すことができないことを前提とする。 	<p>ご指摘の事例の詳細が必ずしも明らかではなく、「暗号資産の売買」に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>

59	<p>事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者） I-1-2-2における「電子決済手段の取引の媒介」について、例えば、電子決済手段等取引業者ではない EC ショップにおいて、電子決済手段 A のみ対応している場合、電子決済手段 B を保有する利用者に対しては、電子決済手段 B を A に交換させるために、同 EC ショップが電子決済手段等取引業者を紹介することが想定される。この紹介の方法として、EC ショップのウェブサイト上で電子決済手段等取引業者のウェブサイトへ遷移するリンクを掲載し、その後の電子決済手段 B を A に交換することに関して同 EC ショップが関与しない方法で紹介することは、「電子決済手段の取引の媒介」に当たるか。また、別の紹介の方法として、EC ショップにおいて電子決済手段 B を利用した利用者については、直接電子決済手段等取引業者のウェブサイトへ遷移させ、同電子決済手段等取引業者において電子決済手段 B から A に交換した後、再度直接 EC ショップの購入画面に遷移する方法は、「電子決済手段の取引の媒介」に当たるか。</p>	<p>ご指摘のような単一の電子決済手段等取引業者のウェブサイトへのリンクを掲載する行為が、「媒介」に該当するか否かについては、当該サイトの画面構成、具体的な表示内容等を踏まえた上で、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
60	<p>事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者） I-1-2-2④イについて、信託兼営金融機関が受託者として特定信託受益権（資金決済法第 2 条第 5 項第 3 号）を発行して為替取引を業として行う際に、当該為替取引に関連して信託契約とは別途、受託者が、特定信託受益権の受益者に対してその特定信託受益権に関して電子決済手段関連業務（資金決済法第 2 条第 11 項）を提供する電子決済手段等取引業者（資金決済法第 2 条第 12 項、電子決済手段等取引業者が受益者である場合を含む）と保護預かり契約を締結して、当該特定信託受益権の一部を構成する秘密鍵の預託を受ける（電子決済手段の管理（資金決済法第 2 条第 10 項第 3 号）に該当する業務の一部の委託を受ける）ことは、電子決済手段等取引業者や受益者の指図がない限り受託者が当該特定信託受益権の移転を行うことができない限りにおいて、資金決済法第 2 条第 10 項 3 号に規定する「他人のために電子決済手段の管理をすること」つまり電子決</p>	<p>「他人のために電子決済手段の管理をすること」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、信託兼営金融機関が発行する特定信託受益権が受益証券発行信託に係る受益権に該当するものであって、受益権原簿に記載された受益者又は当該受益者から委託を受けた電子決済手段等取引業者の指図がない限り、移転のための受益権原簿の書換えを行うことができないなど、秘密鍵の行使のみでは、特定信託受益権の移転（受益者の変更）が完了しない仕組みが講じられている場合においては、信託兼営金融機関が電子決済手段等取引業者から秘密鍵の預託を受けることのみをもって、「他人のために電子決済手段の管理をすること」には該当しないと考えられます。</p> <p>一方で、このような仕組みが講じられておらず、預託を受けている秘密鍵による署名により特定信託受益権の移転（受益者の変更）が完了する</p>

	<p>済手段等取引業には該当しないと理解して良いか。</p>	<p>ような場合であれば、秘密鍵の預託を受ける信託兼営金融機関の行為が「他人のために電子決済手段の管理をすること」に該当する場合があると考えられます。</p>
61	<p>事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者） I-1-2-3（2）②イについて、買取りのための資産保全の方法として、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約と同等の契約を締結する方法による保全が例として挙げられているが、銀行預金による保全も同等の措置とみなされるかご教示いただきたい。</p>	<p>銀行預金は、電子決済手段等取引業者の破産時に破産財団として組み込まれることが想定され、電子決済手段等取引業者の信用力に依拠することなく、利用者が確実に償還を受けることができる方法にはなっておらず、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約と同等の契約を締結する方法による保全には該当しないと考えられます。</p>
62	<p>事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者） I-1-2-3（2）②ロについて、1つの商取引に対し、外国電子決済手段での支払いを実行する場合、外国電子決済手段の複数回の送付が1つの移転とみなされることあるか。</p>	<p>ご質問の事例の詳細が必ずしも明らかではありませんが、100万円の移転上限に反しないかは個別事例の実態に即して判断されるべきものと考えられます。例えば、同一の移転先に対する電子決済手段の移転について、移転する電子決済手段の額を100万円以下に分割して、複数回にわたり連続して移転しており、その合計額が100万円を超えるような場合には、100万円の移転上限の潜脱となる可能性があると考えられます。</p>
63	<p>事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者） I-1-2-3（2）②ロにおいて、外国電子決済手段を取り扱う場合における、1回当たりの移転可能額を100万円以下に限定する措置、1人当たり100万円を超える場合における措置、の定めがある。</p> <p>銀行に関しては、法定通貨による為替取引の金額を制限する規制は無い。また、改正法において規定されている外国電子決済手段は通貨建通貨に限られているため、外国銀行が外国電子決済手段の発行者である場合であっても、当該外国銀行は、当局による厳格なプルーデンス規制に服しており、法定通貨による為替取引と外国電子決済手段による為替取引を比べて、信用リスク、破綻リスク、償還リスクにおいて違うところはない。100万円以下という制限は、第2種資金移動業者を念頭においたもののように見受けられるが、外国銀行が発行する外国電子決済手段には、1回当たりの移転制限、1人当たりの保有制限を設けないこととして頂きたい。</p>	<p>ご意見として承ります。なお、取引業府令第30条第1項第6号口の措置は、外国電子決済手段が国内法の下で発行されるものではないことを踏まえ、電子決済手段等取引業者が利用者のためにその管理や移転をすることができる額について、資金移動業者が発行する電子決済手段（第二種資金移動業に係るものに限る。）を取り扱う場合と同等の水準とすることを求めるものであり、利用者保護等の観点から必要な措置であると考えられます。</p>

<p>64</p>	<p>外国銀行本店において、パブリックパーミッションレスブロックチェーンより、既にステーブルコインを発行しているため、外国電子決済手段等を日本国内に受け入れる体制を整備していただきたい。</p> <p>たとえば、事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）Ⅰ-1-2-3（2）③（注2）において、外国電子決済手段を発行する者が自ら国内利用者に対し外国電子決済手段の発行又は償還を行う場合、国内において為替取引を行うものとなり、銀行等の免許又は資金移動業の登録等が必要となることに留意する、と記載されている。</p> <p>上述のとおり、外国銀行本店が外国電子決済手段発行者である場合、同銀行の在日支店が、外国銀行代理業務の認可を取得済みの外国銀行代理銀行であれば、本店のための媒介業務の一環として、日本国内の利用者に対して、外国電子決済手段の発行又は償還、保管等の媒介を行うことを可能にしていきたい。</p>	<p>在日拠点（外国銀行支店）が、外国銀行本店のために、国内の利用者に対して外国電子決済手段の発行及び償還の媒介を行うことは、外国銀行本店によるその発行及び償還が銀行法第10条第1項に掲げる業務に該当することから、「外国銀行代理業務」（銀行法第52条の2第1項）に含まれると考えられます。</p> <p>しかしながら、銀行によるパーミッションレス型ブロックチェーンを用いたステーブルコインへの関与については、銀行の業務の健全かつ適切な運営等と両立しない可能性が国際的にも示されている中、銀行の業務の健全かつ適切な運営等の観点から懸念があるため、在日拠点が日本国内の利用者に対して電子決済手段の発行及び償還の媒介を行うことは慎重な検討が必要と考えております。こうした趣旨を銀行法施行規則第34条の2の33等において明確化しました。</p> <p>なお、電子決済手段等取引業者が外国銀行及び銀行が発行する電子決済手段を取り扱う場合においても上記と同様の懸念から、慎重な検討が必要と考えております。</p> <p>今後、国際的な議論も注視しつつ、実務上・法令上の課題の解決につながるものとして銀行界からご提供いただく情報の内容も踏まえ、銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保及び利便性の高い決済サービスの実現等の観点から適切なルール整備が可能となる見通しが立った場合には、適切に関係法令の整備を進めてまいります。</p>
<p>65</p>	<p>事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）Ⅱ-2-2-3-2（3）②について、信託法第4条第3項各号の効力要件との関係で、どのような方法であれば「法令に適合しており」が担保できるかについて、事務ガイドラインに明記いただきたい。自己信託においては要式行為が求められ、信託をする財産を特定するために必要な事項その他の事項を信託宣言書において記載する必要があるほか、当該信託宣言書は公正証書等を用いて行う必要があると理解している。例えば、電子決済手段等取引業者が、当初の信託宣言書において、取引業府令に基づき、電子決済手段等取引業</p>	<p>自己信託において要式行為が求められる趣旨に反しない範囲で、信託をする財産を特定するために必要な事項その他の事項を信託宣言書において記載頂く必要があると考えます。例えば、少なくとも、電子決済手段等取引業者が、当初の信託宣言において、資金決済法及び取引業府令に基づき電子決済手段等取引業として利用者のために管理する電子決済手段を信託財産とすること並びに当該電子決済手段を記録するためのアドレスの情報等を記載することが必要と考えられます。</p>

	<p>として利用者のために管理する電子決済手段を信託財産とする旨、当該電子決済手段を記録するためのアドレスの情報等を記載しておけば、要式性としては満たされており、追加信託を行う都度、公正証書等を作成する必要はないと考えているが、どうか。</p>	<p>なお、事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）Ⅱ-2-2-3-2(3)②イ.（注）において、信託宣誓書の記載に関する留意事項を記載させていただきます。</p>
66	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、金融庁所管事業を営む事業者は「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に沿って必要な対応が求められるものと認識しているが、事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）においても、電子決済手段等取引業者が障害者への対応を行う上での監督上の着眼点等について記載いただくのが望ましいと考える。</p>	<p>ご指摘を踏まえて追記いたしました。</p>
IX 信託会社監督指針関係		
67	<p>取引業府令第 38 条第 2 項第 6 号及び第 5 項第 7 号、並びに事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）Ⅱ-2-2-3-2（3）③ロ.（注）において、利用者の電子決済手段の有高が帳簿上の残高に満たない状態が生じた場合、電子決済手段等取引業者が自己信託の方法で分別管理する場合は不足が生じた日の翌営業日までに、信託会社等へ信託する方法で分別管理する場合は不足が生じた日の翌日から起算して 2 営業日以内に、当該不足額を解消しなければならないとされている。</p> <p>一方で、信託会社監督指針 3-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項(5)③ロ. f.（注）においては、不足が生じた日の翌日から起算して 5 営業日（契約に基づいて 5 営業日より短い期限で顧客が受託電子決済手段を払い出せる場合には当該期限）以内の解消が求められており、信託会社と電子決済手段等取引業者で不足額を解消する期限に差分があるが、どのような考え方に基づくものか。</p>	<p>電子決済手段等取引業者は、ご指摘のとおり、取引業府令第 38 条第 2 項第 6 号及び第 5 項第 7 号に基づき、利用者の電子決済手段の有高が帳簿上の残高に満たない状態が生じた場合、電子決済手段等取引業者が自己信託の方法で分別管理する場合は不足が生じた日の翌営業日までに、信託会社等へ信託する方法で分別管理する場合は不足が生じた日の翌日から起算して 2 営業日以内に、当該不足額を解消する必要があります。</p> <p>一方で、信託会社等においては、信託業法施行規則等では、期間の定めがないものの、信託会社等が電子決済手段を受託して管理する場合には、上記の電子決済手段等取引業者が自己信託の方法で管理する場合と同様に、自社内において、利用者の電子決済手段の有高と帳簿上の電子決済手段について差分を管理することになりますので、不足が生じた日の翌営業日までに不足額を解消いただく必要があると考えられます。</p> <p>上記を踏まえて、信託会社監督指針の記載を変更いたしました。</p>
68	<p>信託会社監督指針の 3-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項(5)③ロ. h.（注）には「対象電子決済手段の管理を第三者に委託し、かつ、…当該第三者が管理している・・・場合」という記</p>	<p>「第三者」は、「電子決済手段等取引業者」を想定しております。</p> <p>ご指摘を踏まえて、明確にする趣旨で、信託会社監督指針の記載も修正いたしました。</p>

	載があるが、この「第三者」とはどのような業者を想定しているか。	
	X その他	
69	<p>日本国内の電子決済手段等取引業者以外の仲介者における取引や電子決済手段等取扱業者が管理しない口座への電子決済手段の移転において詐欺等のリスクが高い旨の注意喚起を行うとともに、資金決済法等の法令に反する行為について実効的な法執行を行うべきである。</p>	<p>日本国内の電子決済手段等取引業者以外の仲介者における取引が指すものは明らかではございませんが、貴重なご意見として承ります。なお、電子決済手段等取引業者が管理しない口座への電子決済手段の移転については、別途公表しました「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等」において、アンホステッド・ウォレット等との取引における記録・保存義務や情報収集義務等を定めておりますので、電子決済手段等取引業者がこれらの義務を遵守しているかを含めて、モニタリングを実施して参ります。</p>
70	<p>USDT と USDC の上場認可と早期のグリーンリスト化は必須。</p> <p>理由は取引所で USDT や USDC 等のステーブルコインが上場してないのは世界中の取引所をみても中々ない。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
71	<p>今回の法改正、前向きに暗号資産の活用について、実運用につながる内容で大変ありがたいと思っております。電子決済取引業者についてはだいぶクリアになっていると思うのですが、資金移動業者についてもガイドライン策定または規制緩和を検討いただきたく思います。</p> <p>ブロックチェーン技術において展開される、ステーブルコインはスマートコントラクトベースでの資金移動が可能となります。スマートコントラクト開発者全てに資金移動業者の登録を求めるとは非現実的です。新しいステーブルコインが流通する仕組みを考えると資金移動業者のあり方も非常に重要です。</p> <p>具体的な提案は、スマートコントラクトベースの送金は登録要件を除外する、等を明示することです。</p> <p>おそらく整備しない場合は Metamask といったウォレット提供者は資金移動業者の登録は必要ではないのか、といったルールの形骸化につなが</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	<p>るかもしれません。ご検討いただければ幸いです。</p>	
72	<p>「攻めと守りの両立」とか「イノベーションと規制のバランス」などというのは単なる方便である。イノベーションは、グローバルステーブルコインの扱い（特に P2P 取引やアンホステッドウォレットへの送金）を“甘め”にすることによって達成されるものではない。規制を緩くすることによって何のイノベーションが生まれるのか、具体的な説得力のある説明は全くできていないからである。</p> <p>海外の DAO、DeFi、NFT、MetaVerse ビジネスの興隆（正確にはビジネスの成功ではなく、資金集めの成功に過ぎない）を横目に見つつ、せめてこれらの同じことをさせて欲しい、と懇願していると解釈すべきである。これはイノベーションではなく模倣である。</p> <p>ブロックチェーン分野の技術はオープンソースで公開されており、誰もが自由に使える形になっているのであるから、特に技術的に遅れを取っている訳ではない。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
73	<p>真の金融イノベーションのため、パーミッションド（許可型）ブロックチェーン上のサービス開発を促進する法規制であるべきだが、まだ不足している。</p> <p>デジタル決済分野の真のイノベーションは、金融規制をきちんと遵守できる環境（特に本人確認や個人認証基盤）とブロックチェーン等の新しい技術導入の両立ができる法規制の整備によるものであるべきである。具体的には、公的個人・法人認証サービスと金融サービスの融合促進、電子決済手段の流通を制御するスマートコントラクトの作成・承認・改廃に関する法的整備などが挙げられる。日本の法律は世界に先駆けて、これらの環境整備を促進するものであるべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
74	<p>前提として本改正案の外国電子決済手段には、外国発行の CBDC が含まれ得ると解釈している。（日本国内に外国電子決済手段等取引業者と同等の機関が確立された場合、これを排除できない）</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、資金決済法上の電子決済手段の定義には、外国通貨は含まれません。</p>

	<p>日本国内に居住する外国人や日本人、および訪日外国人が、外国電子決済手段を保有・蓄積し、それを国内の支払手段として利用する、P2P 送金する、または、当該国からの商品輸入代金の支払いに充当するなどの取引により、外国電子決済手段の国内流通範囲の拡大が進む恐れがある。個人や法人が、銀行に外貨預金を持っている場合や外国通貨の紙幣（現金）を持っている場合と比べて、圧倒的に利便性が高いものとなるからである。</p> <p>例として、中国デジタル人民元の、日本国内の流通や貿易取引への利用が挙げられる。これにより、国内において捕捉不可能な経済的取引が拡大し、徴税や不正対策で大きな問題を発生させる可能性がある※。また、A「外国通貨の国際化を結果として助け」、B「本国通貨である円の国際的な立場を相対的に弱める」結果となる可能性がある。通貨主権は、本質的に、本国通貨の流動性、流通範囲の拡大を目指すべきものであり、この観点で「他を助け自らをくじく」政策はあってはならない。</p> <p>訪日外国人がスマホ1つで CBDC を持ち込めるという容易性を考えると、訪日外国人パワーを利用して、外国 CBDC の量的な流通拡大を戦略的に行う国家が現われる可能性がある。これに対して技術的な手段で歯止めをかけることは困難である。</p> <p>従って、外国 CBDC に対しては、日本国内での利用においてデジタル円への両替を義務付ける、一定金額以上の保有に対して日本国内の銀行口座への紐づけを義務付ける、等の非技術面での規制が必要である。</p> <p>※外国人がビットコインを持ち込んで、日本国内店舗で高級腕時計を購入するのと同様である。代金として支払われたビットコインは銀行口座を経由せずに転々流通する。ビットコインが CBDC に取って代わった世界は容易に想像できる。</p>	
75	<p>総論として、ステーブルコインの国内流通を現実的に促進する政令・内閣府令案の整備に賛同します。今後も利用者保護を確保しつつ、日本社会及び日本企業がステーブルコインの流通を含む</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	web3 に関する取組みをリードしていけるよう、可能な限りステーブルコインの発行や仲介に関する障壁を下げる制度整備及び運用を期待します。	
--	--	--